

# 第4回下條村議会定例会

会期 12月10日から12月18日まで

## マイナンバー法にともなう条例制定/改正・補正予算等審議

平成27年第4回定例議会は、12月10日に召集され、18日までの9日間の会期で行われました。6名の議員より一般質問が行われ、条例制定1件、条例改正4件、補正予算3件、意見書3件が提出され審議の結果11件を可決し閉会しました。

▼一般質問は、六氏より  
初日に行われた一般質問は次の  
とおりです。（敬称略）

- 村の眺望の良さを活かした観光  
振興について 福沢 敏
- 避難指示と災害への備えについて 古田勝美
- プレミア付き商品券について 金田憲治
- 防災・減災意識を向上させる取  
り組みについて
- 子どもの医療費窓口無料化について 串原寛竜
- 水道引き込み工事の費用について 熊谷政孝
- 第5次下條村総合計画に基づい  
た人口動向と今後について 塩沢道雄

○下條村介護保険条例の一部改正について  
マイナンバー法施行により  
介護保険条例の中で規定している第一号被保険者の介護保険料の減免及び徴収猶予に関する申請書へマイナンバーの項目を追加する必要があり、国からの通知に基づく一部改正案が可決されました。

○下條村税条例等の一部を改正する条例の一部改正について  
マイナンバー法施行にともない、法人番号を納付書及び納付通知書に記載する運用に変更すること、及び地方税法施行規則の一部改正によって用語を変更する内容の改正案が可決されました。

○下條村国民健康保険税条例の一部改正について  
マイナンバー法施行に伴い国民健康保険税条例の一部を改正するもので、国保税の減免申請書の記載事項に個人番号を追加すること及び用語の改正が主となる改正案が可決されました。

歳入としては地方交付税を二千一百六十一万円の増額、国庫分については民生費国庫補助金として障害者の地域生活支援事業補助金の増、同内容で県補助金も増また子ども・子育て支援交付金として児童福祉費県補助金を増額しました。村債では農業用施設災害・農地灾害の補助残分を災害復旧事業債に計上しました。

「地方債の補正」は災害復旧事業債・全国防災事業債の借入限度額をそれぞれ増額しました。

「債務負担行為の補正」は地方公会計固定資産台帳整備事業に一千八百万円、公共施設等総合管理計画策定事業に三百六十万円を計上しました。

歳出の総務費で主なものはふるさと応援寄付金の大幅増に伴う謝礼特産品追加、電算基幹システムの共同化に伴う経費増となり、民生費では障害者の地域活動支援委託料の増、衛生費では水道特別会計への繰出金の増商工費ではそばの城管理費がゆで麺機更新による増となり総額では二十二億六千七百万円となりました。

○介護保険特別会計（第二号）

・歳入の主なものは県支出金及び一般会計からの繰入金が増。歳出では居宅介護サービス給付費が大幅減となりましたが地域着型介護サービス、地域密着型介護予防サービス、特定入所者介護サービス費等で増額となり、

総額では四億一千九百六十万円となりました。

○村営水道特別会計（第二号）

- 二百五十万円増額
- 歳出の主なものは新水道料金システムへの移行による帳票印刷費、検針用ハンディターミナルの購入費用の増、仕切弁更新工事と消火栓設置工事と浄水場の薬注タンクの更新工事が増となつています。
- 歳入は一般会計からの繰入金で歳出の増に伴い調整を図つたもので総額一億二千九百五十万円となりました。

▼陳情

- 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める陳情書について
- TPP交渉に関する陳情について採択
- 介護労働者の処遇改善及び人員配置の改善を求める陳情書について採択
- 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書
- 介護労働者の処遇改善及び人員配置の改善を求める意見書
- TPP交渉に関する意見書

▼意見書

## 所得税・住民税 確定申告についてのお知らせ

の場合など) や、三十八万円以上の所得者を扶養控除の対象とされの方(給与所得者の場合は原

平成二十七年分の確定申告は十二月祝日を除き、二月十六日(火)から三月十五日(火)まで行われます。次の事項をお読みいただき、期間中に必ず申告していただきますようお願いいたします。

期限内に申告されない場合や誤った申告の場合、不申告の場合などには加算税や延滞税も納めなければならぬことがあります。

◇事業所得、不動産所得などの合計金額が、所得控除の合計金額を超える方

◇給与所得者で給与収入金額が二千万円を超える方

◇給与所得以外の所得が二十万円を超える方は所得税の確定申告が必要です。なお、二十万円以下の方は住民税の申告が必要となります。

◇二ヵ所以上から給与を受けられ、年末調整をされていない給与収入がある方や、平成二十七年中に退職し、その後就職していない場合などで年末調整されていない給与がある方。

◇土地等の譲渡所得のある方。

**青色申告の方は收支決算書を、白色申告(収支計算)の方は收支内訳書を添付**

事業所得や不動産所得、農業所得、山林所得のある方で確定申告書を提出する方は、

◇青色申告の方は青色申告決算書を添付してください。

◇白色申告(収支計算)の方は收支内訳書を添付してください。

なお、税法改正により白色申告の方で事業や不動産貸付等を行う全ての方は、平成二十六年一月から記帳と帳簿書類の保存が義務付けられました。収入金額や必要経費

## 確定申告時の注意事項について

りしています。収支の計算がされていませんとご本人の申告に時間がかかるだけでなく、確定申告でお待ちの他の方々にも大変迷惑を掛けることになりますので、必ず計算を済ませてお越し下さい。

下條村での申告日程等は二月一日の全戸配布文書でお知らせいたしますので、ご確認ください。

**確定申告についてのお問い合わせは**

- 飯田税務署  
(電話〇二六五一一一六五)
- 役場税務係  
(電話二七一一三一一一)

までお願ひします。

ておかなければなりません。詳しく述べるに、お聞き合わせくは飯田税務署までお問い合わせ下さい。

**農業所得の申告**

農業所得の確定申告は、全ての方が「收支計算方式」で申告していただきます。

◇**收支計算申告の方**

農業用収支内訳書を使って収入金額・必要経費・減価償却費等の計算を行い申告していただきます。

◇**全量家事消費されている方**

「平成二十七年分農業所得の家事消費に係る届け出」を提出された場合、所得金額を〇円として取り扱いますので、該当の方は届出書の提出をお願いします。

※ただし、所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

なお、この場合であっても、所得税の還付を受ける場合や農業所得等ある場合には申告は必要です

ので、ご承知ください。

◇必要書類の持参をお願いします。

確定申告にお越しの際には、必要書類をお忘れになる方がいらっしゃいます。

源泉徴収票や各種証明書など申告に必要な書類を今一度ご確認いただき、確定申告にお越し下さい。

又、税務署から送られた申告書も持参して下さい。

◇収支の計算をしてください。

青色申告者と白色申告者の皆様へは事前に収支の計算書等をお送